

**資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送**

電子証明書の更新をお忘れなく

～有効期限を過ぎるとマイナ保険証として利用できません～

マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります(マイナンバーカードの有効期限と異なる場合があります)。有効期限切れ後、3か月以上経過するとマイナ保険証として利用できなくなりますので役場で早めに更新手続きをお願いします。

社会保険との切り替えは役場で手続きを

就職や退職などによる、社会保険と国民健康保険の切り替えは、これまでどおり役場で手続きが必要です。

※国保加入の届出が遅れても、切り替えをしていなかった期間の保険料は納めていただく必要があります。



## 病院などを受診するときに持っていくもの

## 【原則】 マイナ保険証で受診

医療機関などに設置されている顔認証付きカードリーダーでマイナ保険証の認証をします。

※医療費が高額になる場合の「限度額適用認定証」は申請不要です。限度額を超える一時的な支払いがなくなります。



マイナ保険証を  
カードリーダーに  
セットして認証



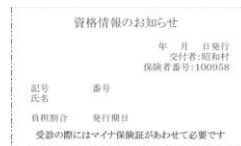
マイナ保険証

**【医療機関等でカードの読み取りができない】**  
マイナ保険証+資格情報のお知らせで受診

マイナ保険証の認証ができない場合や、特定健診(村の集団健診)などの際は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを一緒に提示すれば資格確認ができます。



マイナ保険証



資格情報のお知らせ

医療費が高額になるときは限度額適用認定証の申請を



マイナ保険証を利用登録していない人は「**限度額適用認定証**」を提示することで、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。

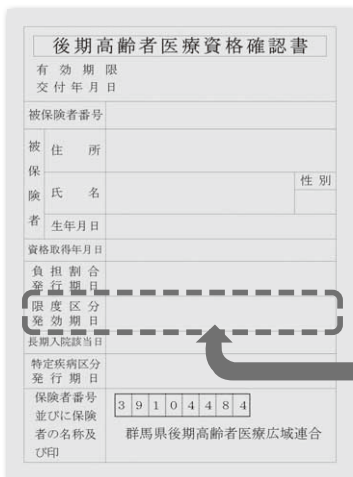
事前に役場住民課で交付申請  
してください。

◆配布した冊子をご覧ください

医療費や国保税、各種手続きなど、最新の国保制度を解説した冊子「お元気ですか 国民健康保険です」をご家庭に配布させていただきましたので、ぜひご覧ください。



医療費が高額になるときは(限度額適用認定証は廃止されました)



## マイナ保険証を持っている人

マイナ保険証を提示するだけで、限度額を超える支払いがなくなります。事前の手続きは不要です。

## マイナ保険証を持っていない人

役場住民課で資格確認書に限度区分を併記するための申請をしてください。現在、限度額適用認定証または限度区分が併記された資格確認書をお持ちの人で、8月以降も対象となる人には申請なしで**限度区分が併記された資格確認書**を交付します。

## ◆後期高齢者医療保険料は 年金からの天引きが原則

後期高齢者医療保険料は、原則として年金からの天引き(特別徴収)となりますが、次の場合は納付書などで納めていただくことになります。

- ◎75歳で資格を取得して半年程度
- ◎受給する年金が年額18万円未満
- ◎後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、1回で受け取る年金の2分の1を超えた

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度

国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証(被保険者証)の有効期限は7月31日(木)です。すでに保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を利用させていただく仕組みに移行しているため、これまでの保険証に代わり「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月下旬に郵送します。

▶問合せ 住民課保険係 ☎25-3242



○△病院受付

国民健康保険に加入している

マイナ保険証の利用登録をしている

はい

## 「資格情報のお知らせ」を郵送します

医療機関ではマイナ保険証を提示してください。資格情報のお知らせは、マイナ保険証が利用できない場合に必要です。お知らせのみでの受診はできません。

**有効期限** 資格情報のお知らせの有効期限は次のとおり

- ◆70歳未満の人…有効期限はありません。
- ◆70歳から74歳までの人…令和8年7月31日または75歳の誕生日の前日です。

※75歳になる人には、有効期限が切れる前に後期高齢者医療制度の資格確認書を郵送します。

◀この部分で切り取るとマイナ保険証と一緒に携帯できます

いいえ

## 「資格確認書」を郵送します

▲お送りするのは青色です

資格確認書を医療機関に提示してください。

**有効期限** 資格確認書の有効期限は次のとおり

- ◆70歳になる人…誕生月の末日です。
- ◆75歳になる人…誕生日の前日です。
- ◆それ以外の人…令和8年7月31日です。

※有効期限が切れる前に新しい資格確認書(75歳になる人には後期高齢者医療制度の資格確認書)を郵送します。

後期高齢者医療制度に加入している

## 「資格確認書」を郵送します

▶お送りするのは茶色です

マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に資格確認書を郵送します。マイナ保険証も引き続き利用できます。

また、すでに限度額適用認定証を持っている人には、限度額情報が記載された資格確認書を郵送します。

※高齢の人にもマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行していただけるよう、マイナ保険証と保険証(資格確認書)の併用期間を一定期間確保することになっています。

**有効期限** 資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日です。

有効期限が切れた保険証・資格確認書はご自身で裁断破棄するか役場住民課に返却してください。